

海老名市国民健康保険人間ドック助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定に基づく保健事業として、人間ドックを受検した者に対し、予算の範囲内において助成金を支給することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「人間ドック」とは、自覚症状の有無に関係なく、各種の疾病の早期発見を主な目的として、病院、診療所又はその他の健康診査実施機関において行う総合的な健康診断をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、受検日において海老名市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）で、満35歳以上のものとする。ただし、市長が必要と認める場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 申請日において、海老名市市税条例（平成29年条例第25号）第3条に規定する市税及び海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）第1条の規定により徴収する国民健康保険税に未納のある世帯の者
- (2) この要綱以外の制度等により、申請対象となる人間ドック受検費用の全部又は一部の助成を受けた者又は受ける予定の者
- (3) 受検日が属する年度内に医療保険者が実施する特定健康診査を受検した者又は受検する予定の者

(支給申請者)

第4条 助成金の支給申請をできる者は、支給対象者又は支給対象者の属する世帯の主とする。

(支給回数)

第5条 助成金の支給回数は、申請日が属する年度内に、支給対象者一人に対して1

回とする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、市長が定めた検査項目（別表1）を全て満たしている人間ドック受検料及び悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患等の早期発見に係る検査項目における受検料（同一日に同一機関で受検したものに限る。）（消費税相当額を除く。）の2分の1の額とし、30,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（支給申請）

第7条 助成金の支給申請をする者は、海老名市国民健康保険人間ドック助成金支給申請書兼請求書（第1号様式）に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 同意書（第2号様式）

（2） 人間ドック受検料の領収明細書写し

（3） 海老名市人間ドック助成用問診票（第3号様式）

（4） 受検結果写し

（支給決定等）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定し、その旨を書面で通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により、支給の決定をしたときは、海老名市国民健康保険人間ドック助成金支給申請書兼請求書に記載された口座に、速やかに助成金を支給するものとする。

（取消し等）

第9条 市長は、偽りその他の不正な手段により助成金の支給を受けた者があると認めたときは、その者に対し、支給決定の全部又は一部を取り消し、既に支給した助成金がある場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の海老名市国民健康保険人間ドック助成金支給要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に受検した人間ドックに係る助成金の支給について適用し、同日前に受検した人間ドックに係る助成金の支給については、なお従前の例による。

《平成 9 年 4 月 1 日施行》

《平成13年 4 月 1 日一部改正》

《平成14年 4 月 1 日一部改正》

《平成20年 4 月 1 日一部改正》

《平成24年 8 月 1 日一部改正》

《平成28年10月 1 日一部改正》

《令和 4 年 4 月 1 日一部改正》

《令和 5 年 7 月31日一部改正》

《令和 6 年 4 月 1 日一部改正》